

立川市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の公布による。

立川市下水道条例の一部を改正する条例

立川市下水道条例（昭和35年立川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（指定下水道工事店の変更の届出等） 第7条の4の2 <u>指定下水道工事店</u>は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、第7条の3第2項第1号若しくは第4号のいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 （責任技術者） 第7条の6 ……略…… 2及び3 ……略…… 4 第1項の規定にかかわらず、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第7条の8第4項の規定に基づき<u>責任技術者</u>として登録されている者は、<u>市長が登録した責任技術者</u>とみなす。 （使用料の徴収） 第12条 ……略…… 2 ……略…… 3 前2項の使用料は、納入通知書又は<u>指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）</u>による納付により徴収する。 4 ……略……	（指定下水道工事店の変更の届出等） 第7条の4の2 <u>指定工事店</u>は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、第7条の3第2項第1号若しくは第4号のいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。 （責任技術者） 第7条の6 ……略…… 2及び3 ……略…… 4 第1項の規定にかかわらず、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第7条の8第4項の規定に基づき<u>排水設備工事責任技術者</u>として登録されている者は、<u>責任技術者として市長が登録した者</u>とみなす。 （使用料の徴収） 第12条 ……略…… 2 ……略…… 3 前2項の使用料は、納入通知書又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定をした者</u>による納付により徴収する。 4 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、令和4年1月4日から施行する。